

# 2021(令和3)年度 小野学区自治連合会 総会 議案書

付 資料など

日時 2021(令和3)年4月10日(土) 午後6時～8時

場所 小野市民センター 1階 大会議室

## 次 第

開会・挨拶

議長選出

総会成立確認

議 事

(目次)

	(頁)
2021(令和3)年度 関係団体	1
2020(令和2)年度 運営委員	2
第1号議案 2020(令和2)年度 活動報告	3
第2号議案 2020(令和2)年度 会計報告	13
第3号議案 2020(令和2)年度 会計監査報告	14
第4号議案 2021(令和3)年度 自治連合会運営委員	15
第5号議案 2021(令和3)年度 活動方針(案)	16
第6号議案 2021(令和3)年度 予算(案)	17
会則・規約集	19
防犯カメラ設置位置図	28
遺囑使小野妹子「陶板画」	12

議長降壇

閉会・挨拶

## 2021(令和3)年度 小野学区自治連合会・関係団体

1	自治連合会会長・自主防災会会長	岩田 和彦		
2	朝日一丁目自治会会長	岡山真理子		
3	朝日二丁目自治会会長	内田 成康		
4	湖青一丁目自治会会長	高野 裕		
5	湖青二丁目自治会会長	西村 健		
6	水明一丁目自治会会長	廣部 康平		
7	水明二丁目自治会会長	澤田とし子		
8	自主防犯推進協議会会長	伊藤 彰		
9	北交通安全協会小野支部長	池上 龍雄		
10	社会福祉協議会会長	高野 裕		
11	民生委員民生児童委員協議会会長	渡邊 尚美		
12	人権・生涯学習推進協議会会長	木下 順造		
13	青少年育成学区民会議会長	内田 成康		
14	体育協会会長	山田 洋一		
15	文化協会会長	新田まゆみ		
16	小野シニアクラブ会長	新井 強介		
17	小野学区女性会会長	濱奥 真弓		
18	環境整備推進委員代表 ごみ減量と資源再利用推進会議代表	内田 成康		

## 2020(令和2)年度小野学区自治連合会運営委員・役職

自治連合会 役職	自治会役職		氏名	住所	電話番号	関係団体役職
会長			岩田 和彦			自主防災会会長
副会長②	朝日1	会長	柴田 佳弘			人推協副会長
		副会長	橋本 衛一			
		副会長	吉本 丈一			
副会長①	朝日2	会長	内田 成康			社協副会長・*環境
		副会長	徳岡 厚			
	湖青1	会長	上田耕太郎			自主防災会副会長
		副会長	田尻 澄曠			
		副会長	丸山 達哉			
(鍵)	湖青2	会長	永戸 久子			
		副会長	水野 末男			
		副会長	山本 有紀			
	水明1	会長	佐々木知子			自主防犯副会長
		副会長	坂本 久美			
		副会長	田中奈穂子			
会計	水明2	会長	戸嶋 祥浩			
		副会長	光谷 匡			
		副会長	栗原 和美			
会計監査			西川 一男			(30年度自治連会計)
			山本 啓一			(湖青2前自治会長)
事務局			小倉 東一			(水明1元自治会長)
			小峰 健二			(水明2自治会元副会長)
			庭山 純忠			(自主防災会統括部長)
			内田 成康			(朝日2自治会長)
			中西 達			(自主防災会相談役)
			相談役			

\*環境：環境整備推進委員代表・ごみ減量と資源再利用推進会議担当 学区代表

## 2020(令和元)年度 活動報告

### 小野学区をふるさととし、 住みつづけたくなるまちづくりをしよう。

#### 自粛の中で……

2020(令和2)年度の幕開けは厳しいものでした。その兆しは既に昨年1月からありました。新型コロナウイルスの正しい情報が中国政府によって隠蔽されていたことは今となっては世界中の知るところとなっていますが、武漢市の封鎖は衝撃でした。

われわれはというと、いずれの自治会も関係団体も書面決議総会となりました。それでも、今から思えば私たちはまだ楽観的でかすかな余裕があったように思えます。しかし、4月に入り、大津市本庁舎の全面閉鎖より1週間早く公園緑地課が業務停止に入りました。それは不吉な予兆でありました。その後、第2波、第3波に見舞われてまさにコロナに明けコロナに暮れた1年となりました。多くのイベント、会議がつぎつぎと中止、自粛の嵐が吹き荒れ、各方面で「低迷」「減少」などネガティブ風邪が吹き荒れました……インフルエンザはほぼ抑制されましたが、



職員の集団感染が発生し、本庁舎の閉鎖を知らせる張り紙をする職員(4月24日、大津市御陵町・市役所) 4/21 京都新聞より

大津市は4月21日、市職員が相次いで新型コロナウイルスに感染しクラスター(感染者集団)が発生したことを受け、本庁舎(同市御陵町)を25日から5月6日まで全面閉鎖し、業務を停止すると発表した。保健所や市内36カ所の支所は開庁し、コロナ対応や住民票の発行など生活に密接した業務は続ける。**危機の中での支所の存在の重要性が改めて際立ってくる。**自治体の本庁舎閉鎖、業務停止は異例。全面閉鎖するのは、土日曜や大型連休を除くと実質4日間となる。期間中、市民からの問い合わせには、外部委託している市のコールセンターと36カ所の支所で対応する。

スペイン風邪(インフルエンザ)以来の世界的災厄の中、小野学区自治連合会は警戒を怠らずに、できるかぎりの会議、新たな取り組みを推し進めてきました。

#### 公民館の自主運営試行とまちづくり協議会設立に向かって

事務局発足以来のことではありますが、2020年度は特に定期的に、かつ臨時的に新たなまちづくりの検討に調査や議論を重ねました。その中心は「連絡協議会」の再生とそれにつづく「まちづくり協議会」発足に向けての取り組み。併せて同時的な課題である「公民館の自主運営」の具体的な取り組みの推進、つまり「自主運営試行」のための諸作業の開始でした。これには多くの時間が必要でした。自治協働課との再三にわたる会合・打ち合わせを行いました。山中比叡平自治連合会にも研修の機会をお世話願ひ、具体的なイメージづくりや現れるであろう課題と対処について多くの示唆を得ました。幸い再開した「連絡協議会」では、テーマである「小野学区さらなる新しいまちづくり」の基本的な考え方——小野学区自治連合会を中心とした小野学区住民団体の協働化をとおして諸課題を解決していけるような体制(まちづくり協議会)づくりとその住民自治組織と市行政との協働化を図るために次年度より「公民館及びコミュニティセンターの自主運営試行」に取り組むことを圧倒的な賛意をもって採決されました。

(参照：7ページ「魅力あるまちづくり—公民館の自主運営試行とまちづくり協議会設立に向かって」)

2021年4月1日、9時。小野支所のカウンターの斜め前に設置された公民館の受付には「自主運営試行」の従事者に採用されたTさんの姿がありました。

いよいよ、はじまりです。私たちはまもなく「小野学区まちづくり協議会設立準備会」を発足させます。

協働のまち、新しいまちづくりが本格化するのです。

2020年度はそのターニングポイントだったと断言できそうです



## 1. 市民センターのあり方（4つの機能）

### ① 支所機能

2017/11/24 大津市 支所機能の見直し案を発表

2019/ 4/ 1 大津市 支所の人員を強引に削減

この数年間で支所のあり方は大きく改悪されました。36学区自治連合会が強く反対を訴え、80%の市民が反対の意思表示をしていたのを知りつつ、具体的に言いますと、和辻支所を北部（旧志賀町）の中核支所として一部業務を集中させて、他の3学区の取扱事務業務と人員を強引に削減、実施しようというものでした。市民センターの防災機能のあり方について明らかにしないまま人員が削減されました。おそらく、地域防災システムの構築を目指したとき、その禍根が際立つに違いないと考えます。

新市長は「市民センターについては、支所機能を含めて維持していきたい」と述べています。その維持する内容は……どうやら改悪された現状を意味するようです。

本年度は「支所問題」に関する動きは皆無だったと言えます。

### ② 公民館機能

2019/11/13 大津市議会「コミュニティセンター条例」可決

2020/ 1/13 大津市長選挙 佐藤健司氏当選

市議会での「コミュニティセンター条例」制定の経過は大津市政にとってこれまでにない昏迷を極めるものだったことは新聞報道で確認できます（昨年度の総会の「議案書」をご覧ください。HPにもあります）。

「コミュニティセンター条例」が制定された事態のなかで、本年の連合自治会及び「連絡協議会」は新たなまちづくり（公民館の自主運営試行とまちづくり協議会設立に向かって）を目指すことを決めました。現在進行中です。（参照：7～8ページ）

### ③ 防災機能

新市長は「市民センターについては、支所機能を含めて維持していきたい。防災機能についても、市民センターを地域の防災の拠点として維持していく」と言明。自治連合会としてしっかり対処していきたいと考えていますが本年度はその議論の機会さえありませんでした。コロナの影響が罪深いものをもたらさないようにしなければいけません。今後の大きな課題です。

### ④ 住民自治機能（参照：7～8ページ）

小野学区自治連HP 《 <https://www.onogaku.com/archives/1945> 》 に資料があります。

## 2. 魅力あるまちづくり ― 安心安全なまち

### ① 防犯・交通安全（詳しくは自主防犯、交通安全協会の総会資料をご覧ください）

- ・各自治会防犯・交通安全担当の委員を中心に協力
- ・子ども安全リーダーやスクールガードと、また自主防犯推進協議会や交通安全協

開館時間や証明発行など業務を縮減  
市が見直し「実施案」を発表

コミセン条例案を可決

大津市議会特別会議 補正予算案も

大津市議会特別会議は13日、それぞれ主張した。採決の結果は、議長を除



- 会小野支部などと協力
- ・大津北警察署防犯連絡協議会のもと協働
- ・毎月、また緊急的に防犯啓発に協力
- ・防犯カメラの定期点検に協力
- ・警察要望の際の立ち会い(防犯カメラ)に協力
- ・青パト隊員などの募集に協力
- ・地域活動共用車(青パト)を活用
- ・看板「まもろうくん」の保守点検実施
- ・防犯カメラ現在11基稼働



「みんなで作ろう安心の街」  
小野学区・真野北合同防犯キャンペーン(於小野駅前)

## ② 防災(詳しくは自主防災会の総会資料をご覧ください)

- ・各自治会防災・安全担当の委員を中心に協力
- ・防災機器の充実への助成
- ・「小野学区安心安全事業基金」による5ヶ年計画に従う募金活動を実施
- ・「比良ゴルフ倶楽部」広域避難場の入り口門扉とその周辺の除草(朝日2丁目「美しくしよう会」のメンバーによって実施)
- ・将来の小野消防分団結成を目指して団員の募集を継続するも進展せず。  
今後のあり方として和辻分団小野班の位置づけに改変。小型ポンプ車の配置場所を検討中(候補地：小野駅駐輪場横など)。
- ・本年は災害対策本部を設置する台風はなかった。  
(本年は台風の日本への上陸はなし。12年ぶりのこと。 気象庁)
- ・2019年3月22日以来、県土木事務所・危機防災課との会合なし
- ・災害が発生した場合を想定して、小野学区関係団体が協働的検討を加え、リアルな対策計画を立案・共有する必要がある。

## ③ 安心安全事業基金

2017/7/10 「安心安全事業基金」創設(小野学区自治連合会)

### 防災用備蓄物資 (2020年度第一期計画4年目)



非常用トイレ・テント2セット



非常用5年保存飲料水2Lボトル90本



非常用5年保存非常食100食



5年間で、100人が3日間の避難生活に対応できる防災用物資を備蓄します。

### 福祉防犯カメラ(第一期計画2019年度11基設置完了)

カメラの設置場所は議案書最後に付表として添付

- ・昨年度、2基増設。  
県警からの貸与品と「安心安全事業基金」カメラを合わせて、計11基。
- ・計画の立案、実施は一貫して小野学区自主防犯推進協議会(会長和田)が立案し、小野学区自治連合会で協議・実行しました。
- ・本年度はメンテナンスのみ。幸い特記すべき事故はありませんでした。

付 本年度の協賛金(募金)は次のとおりでした。

朝日	1	45,200円	朝日	2	126,733円
湖青	1	21,380円	湖青	2	30,200円

水 明 1	68,250円	水 明 2	47,427円
支所募金箱	54,540円	合 計	393,730円

付（朝日2丁目自治会）

朝日2丁目自治会は安心安全なまちづくりの一環として集会所玄関にAEDを設置。

合わせて、玄関照明と防犯灯を設置、防犯カメラ1基を設置（集会所）しました。

AEDは他丁の住民でも必要な誰もが使用できるという案内がなされています。



### 3. 魅力あるまちづくり — 小野小学校の存続を

#### ① 小学校を存続させる決意

「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン基本方針について」 大津市HP

<http://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/57/kihonnhoujinn.pdf> 大津市HP  
2016/ 1/17 大津市教育委員会

「学校規模等適正化ビジョン小野学区説明会(住民意見)」

<http://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/57/O117.pdf> 大津市HP  
2016/12/26 「小野小学校の将来を考える懇談会」 発足（住民団体）

2017/ 9/13 「小野小学校の将来を考える会」に改名（住民団体+小野小学校）

2017/10/17 「小野小学校学校運営協議会」準備会 発足（小野小学校）

2019/ 1/18 「小野小学校の将来を考える会」組織変え（住民団体）

#### ② 教育委員会学校教育課との会談(2019. 11. 6)

直ちに小野小学校の統廃合問題を協議することはない、即ち「**地域住民の意思を無視して小野小学校の統廃合を行うことはない**」姿勢を堅持し、現状の課題について丁寧な教育的議論を踏まえて対処していく。（学校教育課長 S 氏の発言主旨）

#### ③ 「小野小学校の将来を考える会」

昨年度、幹事会より自治連合会及び各自治会内において「小野学区にとっての小野小学校の意義」をテーマにワークショップを実施すると提案を受けて秋10月より対応してきたが重要議案が続き、朝日2丁目で試行したにとどまり、実施、進展、深化を見なかった。今後、総合的な判断からの広い意見交換を行う必要がある。

小学校の問題も直接的課題ではあるが地域の魅力、人々を惹きつける地域力の涵養こそ必要なのではないだろうか。今ほど人間的繋がりを深め、若い人たちの励みとなるような地域の創造がないと「持続性のあるまち」という流行の謳い文句は空疎な常套句に過ぎなくなるに違いない。

- 「学校協力者会議」のメンバーを中心に校長をはじめ保護者や元校長、自治連合会（自治会）、地域関係団体などで構成。
- 「できる限り小野小学校の存続を図る」ことを確認。かつ、教育行政が進めようとしている学校の規模見直し施策に向けた対応・対策のためだけでなく、地域住民として「こうであってほしい小野小学校」、その「子ども像」を大切に、地域住民が積極的に学校教育に参画して小野小学校教職員とともに「魅力ある小学校づくり」を目指すこととした。
- 「小野小学校学校運営協議会(準備会)」は教育委員会、校長の方針に則って、地域参画型の「魅力ある小学校づくり」を目指していく。
- 「小野小学校の将来を考える会」は「できる限り小野小学校の存続を図る」ための交渉を進めていくこととして、「小野小学校学校運営協議会」とは別組織となった。

#### ④ コミュニティスクール(住民参画型学校) 正式名称「小野小学校学校運営協議会」

住民の中に多数の登録協力者がおられます。残念ながら今年は新型コロナ感染を避けるために児童と接触する可能性がある企画は全く実施できませんでした。平年ならば年間で30以上の事業、延べ500人以上の住民の参加を得て、教育参加をしているところです。今後の再開が待ち遠しいかぎりです。

魅力ある学校づくり、まちづくりを推進したいものです。

#### 4. 魅力あるまちづくり ― まちづくり協議会設立と公民館の自主運営試行に向かって

##### まちづくり協議会設立をめざす

「連絡協議会」が2018年度に復活したということは既に触れました。それをきっかけにまもなく自治連「事務局」を形成することが出来たのでした。いくつかの重要なことが連続的に企図されました。その一つが今年度の自治連が取り組んだ「連絡協議会」の解体的発展(まちづくり協議会の設立とそれを前提にした公民館の自主運営試行に取り組むこと)であり、その後の大きな事業となります。

この6年間、自治連合会はいくつかの協働事業を展開してきました。

2014年度末福祉防犯カメラ設置の協議			「守ろうくん」設置
2015年度 福祉防犯カメラ(5機)設置事業開始	自主防犯会連携事業		共用車導入(和迎学区より)
2016年度 防災備蓄事業(5ヶ年計画)開始	自主防災会連携事業		
2017年度 新共用車(青パト)導入 活動開始	(日本財団からの寄贈)		
防災備蓄事業参画開始	社協連携事業		
2018年度 民生児童委員協議会 学区自主防災訓練に参画			支所・コミセン問題緊迫化
2019年度 福祉防犯カメラ設置事業第I期計画終了			
2021年度 防災備蓄事業5年目			

その一つが「小野学区安心安全事業基金」まちづくりの取り組みでした。

小野学区のまちづくりは牛歩の如くではあるが既に進行しており、他学区からも注目されています。自主防災マニュアルや防犯カメラ、防災備蓄に関する問い合わせはいくつかあります。この間、様々の協議を、とりわけ各事業や取り組みを始める際には多くの時間を費やしました。その活動の中で大きな課題が浮き彫りになりました。何よりもそれぞれの活動が孤立的で、つまり関係団体と事業連携をしながら、残念ながらそれ他の関連団体及び学区全体と課題意識の共有化や深化が不十分であったのです。そうした課題を克服する方法、それがわたしたちが築こうとするまちづくり協議会なのです。

例えば小野学区の防災体制一つをとっても、マニュアルはありますが具体的にどの組織が何を分担し、また誰が、何を、どのような時系で、どう行動するのか？ それを話し合う場がありませんでした。

民児協が要援護者訓練の形で防災訓練に参加したのも会長と自治連で申し合わせ、自主防災会に報告する程度の連携に終わり、関連するほかの団体とは協力を頂くための協議の場を持つことができませんでした。福祉事業を小野学区内で一層内実化するにはどうすればいいのか、関連団体はどう連携すればいいのか、地域、関係団体と全体的に協議決定する場がなかったのです。

わたしたちが築こうとしているまちづくり協議会はそのことをめざそうとしています。

##### 「まちづくり協議会設立と公民館の自主運営試行」の推進決定と実施

冒頭、3～4ページの「公民館の自主運営試行とまちづくり協議会設立に向かって」で触れたように2020年度は協働のまち、新しいまちづくりが本格化するその転換点だったと言えるほどの変革の年度でした。

3ページ「公民館機能」の項にも触れました、

2019/11/13 大津市議会「コミュニティセンター条例」可決

や新市長の誕生は一つの区切りでした。事務局を立ち上げる以前から「新たなまちづくり」は自治連の大きな関心事でありましたから住民自治の観点からコミュニティセンターのあり方について検討、意見交換を行っていました。

最も重要なのは地域の合意形成でしょう。しかしその前に自治連合会としてのビジョンが必要です。事務局は会長を軸に自治協働課との折衝、資料収集、交渉をはじめ細部に至るまで鋭意議論を尽くし、山中比叡平自治連合会に研修の機会をお世話願ひ、具体的なイメージづくりや現れるであろう課題と対処について多くの示唆をも得まし

た。 \*参照①

2020/10/18 復活第4回「連絡協議会」では従来の連絡協議会のあり方では十分対応仕切れないことを反省、確認しました。自治連を中心としながらその機能を、全住民及び関係団体との強い連携を新たなまちづくり協議会に組織化し、発展的に強化する必要があることを確認し、まちづくり協議会設立と、公民館の自主運営試行の推進を決定したのです。

これは極めて重要な決定でした。 \*参照②

新たなまちづくり、まちづくり協議会への出発点に立ったのでした。

公民館及びコミュニティセンター運営のパターンと人員体制				
住民と行政の協働化				
施設形態	運営形態	人員体制		委託料 指定管理料
		市	地域	
公民館	①市直営	・公民館長1名(兼支所長) ・生涯学習専門員1名	なし	なし
	②自主運営 試行	・公民館長1名(兼支所長) ・生涯学習専門員1名	あり【臨時職員(週2日) 1名雇用相当分】	約78万円
コミュニティ センター	③パターン 1	・コミセン長1名(兼支所長) ・生涯学習専門員1名	あり【臨時職員1名雇用相当 分】	約233万円
	④パターン 2	・コミセン長1名(兼支所長)	あり【臨時職員1名+嘱託職 員(週4日)1名雇用相当分】	約560万円
コミュニティ センター	⑤指定管理者 なし	なし	あり【臨時職員1名+嘱託職 員1名雇用相当分】	約600万円

**2021/04/01から試行実施** (小野学区公民館運営委員会)

2021/01/17 第5回「連絡協議会」では「公民館の自主運営試行」に必要な「**公民館運営委員会規約**」を採択するとともに組織立ち上げの日程やさまざまな具体的事柄の確認をし、実現に向けて始動しました。 \*参照③

2021/03/07 第6回「連絡協議会」ではいよいよ「コミュニティセンター」を現実化するための「**小野学区まちづくり協議会設立準備会規約**」などを採択しました。それに先だって構成員の合意形成を深めまた住民の理解を深めるためにも、これまでの組織と今後の組織がどう違い、どこが変わらないのかということを中心に事務局説明と質疑応答を行い、議論と理解を深めることを試みました。今後の協働体制を築くうえで貴重な取り組みでした。 \*参照④

2021/04/01 小野学区コミュニティセンターに公民館の受付が設置されました。「**公民館の自主運営試行**」の実施です。まもなく「**小野学区まちづくり協議会設立準備会**」を発足させることを決定しています。協働のまち、新しいまちづくりの本格化です。



2021/03/07の「連絡協議会」の様子

2020年度はその転換点だったと断言します。

参照 HP「小野学区自治連合会」検索

参照①：[山中比叡平自治連合会まち協設立状況調査](#) 参照②議事録：[2020.10.18](#)

参照③議事録：[2021.01.17](#) 参照④議事録：[2021.03.07](#)

## 5. 魅力あるまちづくり — ふれあい助け合いあふれるまちづくり

コロナ禍の中ではあったが可能な限りで、関係各団体との諸行事・事業に協力した。今後とも一層横断的に連携を強めていくことによって地域は活性化すると考える。

詳細は各団体の総会資料等を参照してください。

### ① 福祉 (詳しくは小野学区社会福祉協議会などの総会資料をご覧ください)

・各自治会の福祉委員を中心に協力：多くの事業実績は高く評価される

- ・民生委員・児童委員協議会に協力
- ・社協 「安心安全事業基金」支援 災害時の非常用食品
  - ・飲料水購入(小野小学校)
- ・社協 「安心安全事業基金」支援 非常用食品・飲料水の保管パレットを購入(小野小学校)
- ・防災医療用テントを日赤募金の援助で小野小学校に配備



↑ パレット



寺子屋



福祉のまちづくり公開講座



コラージュを作ろう

## ② 青少年育成 (詳しくは小野学区青少年育成学区民会議の総会資料などをご覧ください)

「志賀わがまちづくり市民運動推進会議」「地域子育て推進協議会」は大津市では独特の北部4学区の組織であり、発足から9年になる。地域の子どもをいじめや暴力、犯罪から守るだけではなく子どもたちの声を聞き、ともに安心安全で住みよいまちづくりを推し進めようという願いを基本とする組織です。

本年度は『わが家のルール』づくり』と、辛うじて「輝け志賀っ子」を発行するに止まった。

## ③ 文化祭・生涯教育 (詳しくは公民館広報「ONO」や人推協の総会資料をご覧ください) (公民館・人推協・文化協会・小野シニアクラブ会などを中心として)

- ・文化祭 **中止となる。**
- ・人推協の集会と映画鑑賞会に参加
- ・(小野公民館)多種多様の取り組みは大津市の内でも屈指(本年は自粛傾向)

## ④ 住環境(ごみ減量と資源再利用推進会議など)

- ・リサイクルフェア(和邇体育館) **中止となる。**
- ・3/14 古着回収(木戸コミュニティセンター)に協力
- ・ノーポイ運動(和邇平和堂前) **中止となる。** (美化植樹などは次ページ「6」参照)

## ⑤ 女性活躍(小野学区女性会)

- ・志賀女性大会 **中止となる。**

## ⑥ 体育祭など(詳しくは小野学区体育協会の総会資料などをご覧ください)

- ・ソフトボール大会(小野小学校グラウンド) **中止となる。** 体協と自治連の話し合い
- ・体育祭 **中止となる。**
- ・コロナの影響で**分担金は半額となる。**さらに年度末に残金が再戻入されました。
- ・**次年度の自治会分担金を300円とすると決定。**



# 6. 自然や歴史、環境保全を大切にするまちづくり

## ① 市民一斉清掃

- ・**中止となる。**

- ・各自治会で清掃運動に取り組む  
(いづこもかなりの時間を要した模様)
- ・グループ・個人の清掃美化活動  
多数



② 小野妹子公園他整備事業(水明1丁目自治会)

- ・例年どおり「水一をきれいにする会」がサクラ、ツツジなど134株を植樹。
- ・小野小学校の桜は水明1丁目自治会が継続管理している。



③ まんだら山再生事業(朝日2丁目自治会)

- ・「美しくしよう会」は毎月第4日曜日9時～(原則)

曼荼羅山裾の倒木雑木整備、除草を行い、ワラビのさと保全、遊歩道周辺の整備・再生に取り組む。12年目を迎える。

- ・本年度植樹祭では柑橘類などを植える(毎年3月第4日曜日に実施)。



- ・ゴルフ場内フェンス沿いを除草、防災緊急避難口周辺を除草(夏)。

④ 小野妹子祭への協力

- ・妹子祭や書道展 中止となる。

⑤ 「小野妹子のふるさと歴史・散歩」 妹子祭協賛事業

- ・中止とした(和邇学区の小野妹子祭中止に伴う)。

## 7. その他の重要な事項

① 江若交通路線バス廃線問題(小野駅⇄志賀日赤⇄和邇駅)

オンデマンドタクシー開始(小野学区に拡大)

この路線の利用者は平均で若干名(5名以下)であり、小野学区から志賀日赤への、また志賀日赤から小野学区への利用者は皆無に等しい状況でありました。交通弱者救済や1人でも利用する人がいるなら存続すべきの論もあり、真野北学区が発起人となって江若と市長へ要望書を提出しましたが、事態は厳しく、継続は実現しませんでした。

短期間に3回連続して交渉を進めました。市も迅速に対応、対処し、オンデマンドタクシーの具体案をまとめ上げ、提示があり、3月15日には申込受付が開始されました。

② 今年の湖西線和邇駅 折返し運転

北部自治連合会が長年要望を繰り返してきた折返し設備が完成したのが2019年3月。台風10号の時に和邇折返し電車が初めて運行しました。

湖西線はもともと高架箇所が長く、風に弱いという宿命を負っており、遅れや運行見合わせ、運行の取りやめがなくなる可能性はありませんが、今年度に入って、主に台風シーズンと冬季の風雪シーズンに数回折返し運転がなされています。

記憶の新しいところでは3月3日や大晦日に和邇一近江塩津間が運行見合わせ、運行取りやめとなり、和邇折返しが行われました。時間のロスは多いものの小野駅の利用者にとってはありがたいことです。

残念ながら、和邇以北におけるバリアフリー化、エレベーターの設置や、小野駅の湖岸側ホームに「風よけを設置する」や「プラットホームの拡幅」の要望はなお実現の運びとなっていません。



③ 大津市などへの要望

- ・小野妹子公園にトイレを設置する要望もその方針なしとの回答です。
- ・湖青1丁目公園内に水道(蛇口)の設置要望も応えてもらっていません。
- ・道路管理に関する要望はほぼ改善をみています。

④ 「志賀ふれあい夏祭り」

昨年度北商工会議所が関与しないと決定しているため、祭は実施されませんでした。

コロナによる中止ではなく、**廃止です**。現在のところ再開を主宰する団体は現れていない様子です。

#### ⑤ S 歯科駐車場出入口・横断歩道問題

長らく横断歩道に駐車場の出入口があるという危険な状態が続いていました。この間おうみ通学路交通アドバイザーや自主防犯推進協議会、交通安全協会、スクールガードのみなさんなど多くの住民、および団体の要望が寄せられ、中でもN氏は市や北警察署、県庁、県警本部、法務省、裁判所とさまざまな行政機関に間断なく何度も足を運ばれ、その功績は大きく、加えてW氏の長年の要望活動があり、この年度末に近くになって進展を見せました。来年度当初に、**横断歩道移動のために県警・市とも予算を計上する運び**となり、一歩前進となりそうです。

交通安全上の懸念がなくなるわけではありませんから今後とも子どもや高齢者の通行安全の確保や注意喚起の努力を怠らないことが肝要であります。

#### ⑥ 情報の発信

- ・広報「自治通信」発行(3回)。
- ・HP 開設。一部朝日2丁目自治会 HP より記事を移動編入。  
地域の情報発信の強化が必要です。

#### ⑦ 比良ゴルフ倶楽部との交渉

一昨年の台風19号の被害が大きく、特に水明2丁目との境界部で倒木、荒廃が酷く、早急の対処を約したが業者の年度予算が尽きたことにより朝日2丁目の件は本年度に処理の予定でしたがコロナ禍で予算措置を立てがたく実現を見ていません。今後の交渉も困難が予想されます。

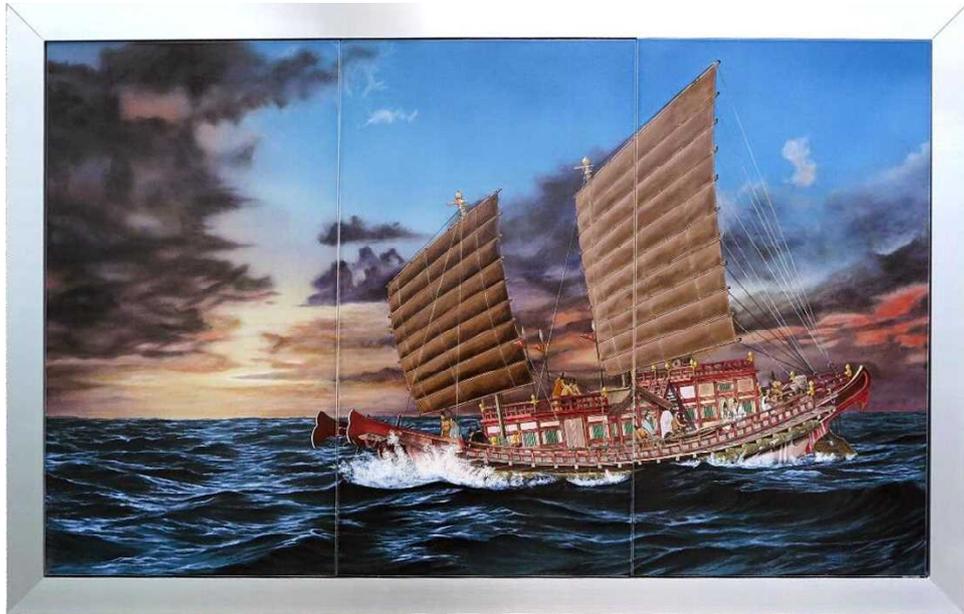
#### ⑧ 自治連合会費の値上げを決定

本年度当初の総会にて、10年越しの懸案であった自治連合会費の100円増、250円とすることを決定しました。その過程の中で、①十分議論を尽くしたのち、②多数決で決定する、との確約を得て値上げを決定しました。(結果：賛成5、保留1自治会)

今回は結果的には書面決議となりましたが、**今後の採決も、各自治会において十分議論を尽くした上でその結論を持ち寄り、自治連合会として多数決を以て決定することを確認**しました。

#### ⑨ 空き家空き地対策(試行)

- ・目的 防犯防災・美観・若い世帯の誘致のため
- ・空き家空き地調査(8月)の実施。  
空き家空き地 140件(内空き家120件) 小野学区全戸数1840戸  
空き家率約7%(2013年：全国13.3% 大津市12.7%)
- ・空地等除草ボランティア募集  
登録者 9名  
主 管 朝日2丁目自治会(用具等が多いため)
- ・本年度より本格的活動 ただし除草希望皆無



監修 石井謙治 原画制作 谷井健三

小野駅はＪＲ湖西線の新駅として開業した。京阪電鉄が開発した「びわ湖ローズタウン」の最寄り駅として、京阪電鉄の全額負担で設置された請願駅であった。

この陶板画は、１９８８年（昭和６３年）１２月４日、当初小野駅に掲出された。開業を記念して京阪電鉄が信楽の大塚オーミ陶業株式会社で制作して旧志賀町に寄贈したものである。開業と同時に小野駅改札口の南側壁面に掲架され、通勤する住民を長い間みつめてきた。

２０１７（平成２９）年５月１５日、ＪＲ堅田駅長よりロビー改修工事のため陶板画の処理を依頼され、大会議室に保管することにした。

以後、生涯学習課と再掲出について協議を続けた。

２０１９（令和元）年３月１２日（木）、生涯学習課・自治協働課と協議の末、再掲架が決定した。３月２０日（金）、小野市民センター入口右壁面へ設置した。施工業者は西幸建設である。３月２３日（月）、行政財産使用許可申請書〔第３０号関係／Ｒ２．４．１～Ｒ５．３．３１〕を提出した。管理者は小野学区自治連合会である。

３月２８日（土）、１０時、「遣隋使小野妹子祈念 陶板画除幕式」を行った。

尚、この画は、遣隋使船の資料画が現存しないため１２世紀の「吉備大臣入唐絵詞」（ボストン美術館所蔵）の遣唐使船をモデルにして書かれている。

**第 2 号議案**

**2020(令和2)年度会計報告 決算報告書**

会計期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

■ 収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
繰越金	272,443	272,443	0	
会費	359,750	359,750	0	@250×会員(1439世帯) 500円
報償金				
自治連合会	155,120	155,120	0	@80×会員+@40000
自治会	1,154,810	1,154,810	0	@790×会員+3000×6
自治会長	130,730	130,730	0	@70×会員+@5000×6
雑収入				
一斉清掃助成金	73,000	0	▲73,000	中止
わがまちづくり助成金	30,000	0	▲30,000	中止
日赤事務手数料	10,000	10,000	0	募金額×5%
預金利息	7	3	▲4	普通預金利息
合計	2,185,860	2,082,856	▲103,004	

■ 支出

項目	予算額	決算額	増減	摘要
報償金				
自治会 按分	1,154,810	1,155,690	880	各自治会員数で按分 ¥880振込手数料
自治会長 按分	130,730	130,730	0	各自治会員数で按分
按分金				
日赤事務手数料按分	10,000	10,000	0	各自治会へ按分
会費				
大津市自治連合会	45,000	45,440	440	小野学区自主防災会へ
北部防犯団連絡協議会	10,000	10,550	550	大津市北警察署防犯団連絡協議会へ
事業費				
一斉清掃	73,000	0	▲73,000	中止
「歴史講座と歴史探訪」	33,000	0	▲33000	中止
助成金				
大津安全協会小野支部	50,000	50,000	0	交通安全協会小野支部へ
自主防災会	120,000	120,000	0	小野学区自主防災会へ
自主防犯団推進協議会	40,000	40,000	0	小野学区自主防犯団推進協議会へ
子ども安全リーダー会	10,000	10,000	0	小野学区子ども安全リーダー会
協賛金				
妹子まつり	10,108	0	▲10,108	中止
小野神社	15,000	15,000	0	お田植祭 大祭 しとき祭
志賀ブロック老人会	5,000	0	▲5,000	請求ナシ
北部体育団体協議会	5,000	5,220	220	北部体育団体連絡協議会へ
志賀観光協会	10,000	0	▲10,000	花火大会中止
市民運動推進会議	5,000	5,000	0	志賀わがまちづくり市民運動推進会議
大津市スポーツ協会	0	2,000	2,000	賛助会員入会金
支援金				
地域女性団体	10,000	10,000	0	大津市・志賀ブロック女性会
志賀うりぼう	5,000	5,000	0	子育てネットワーク志賀うりぼう
諸経費				
渉外費	72,000	9,153	▲62,847	山中比叡平謝礼他
広報費	40,000	25,257	▲14,743	自治通信発行3回
会議費	2,000	2,758	758	会議室消毒薬品
交通費	40,000	16,320	▲23,680	
事務費	10,000	21,084	11,084	P C インキ他
通信費	2,000	4,136	2,136	弔電他
予備費	80,000	56,600	▲23,400	H P 制作代
支出合計	1,987,648	1,749,938	▲237,710	
次年度繰越金	198,212	332,918	134,705	
合計	2,185,860	2,082,856	▲103,004	

通帳残高 325,936  
自主防災より戻し金 30,000

現金残返金 6,982  
防災日自治連 通帳付け替え

計 332,918

# 2020 (令和2)年度 小野学区安心安全事業基金 収支報告書

会計期間：令和2年4月1日～令和3年3月15日

## ■ 収入

項目	予算	決算	摘要
前年度繰越金	92,953	92,953	
寄付・募金(拠出金)	350,000	393,730	
利息	7	0	
合計	442,960	486,683	

## ■ 支出

### 防災支出

トイレ・テント	64,000	72,600	2張
ポータブル 水洗トイレ	60,000	66,000	2台
水洗トイレ用手摺	36,000	39,600	2台
修繕費	30,000	0	
小計	190,000	178,200	

### 防犯支出

青パト車任意保険	48,550	49,840	東京海上日動保険 期間 R2/4/14~R3/4/13
青パト車法廷検査/車検費	85,000	73,000	滋賀ニッサン R2/12/18完了
青パト車運営保守費	9,000	21,462	タイヤ・オイルフィルター交換等
電気料金	39,600	35,757	12ヵ月分11台¥35143 R2,3月分¥614
NTT電柱使用量申請費	1,200	0	
Nn 防犯カメラ保守費	20,000	0	
小計	203,350	180,059	

支出合計		358,259	
------	--	---------	--

## ■ 次年度繰越金

次年度繰越金	49,610	128,424	通帳123,340+現金¥5,084
--------	--------	---------	--------------------

## 第 3 号議案

## 2020(令和2)年度会計監査報告

証拠書類・その他帳票類を精査したところ、適正且合法的に  
処理されていたことを認めます。

2021年4月1日

会計監査

西川一男 

山本啓一 

## 2021(令和3)年度小野学区自治連合会運営委員・役職

自治連 役 職	自治会役職		氏名	住所	電話番号	関係団体役職
会長			岩田 和彦			自主防災会会長
	朝日1	会長	岡山真理子			
		副会長	近藤慶次郎			人推協副会長
		副会長	西田 俊夫			社協副会長
	朝日2	会長	内田 成康			* 環境
		副会長	徳岡 厚			
	副会長	湖青1	会長	高野 裕		
副会長			細川 幹夫			自主防犯副会長
副会長			新澤 幸江			青少年育成副会長
副会長	湖青2	会長	西村 健			
		副会長	鎌田 光三			
		副会長	佐藤 秀男			
	水明1	会長	廣部 康平			自主防災会副会長
		副会長	仲 慎司			
		副会長	天野 正人			
水明2	会長	澤田とし子				
	副会長	青木 慶一				
	副会長	土井 千鶴				
会計						
会計監査			戸嶋 祥浩			(前年度自治連会計)
			山本 啓一			(元湖青2自治会長)
事務局			小倉 東一			(元水明1自治会長)
			庭山 純忠			(自主防災会統括部長)
			内田 成康			(朝日2自治会長)
			中西 達			(自主防災会相談役)
相談役						

\* 環境：環境整備推進委員代表・ごみ減量と資源再利用推進会議担当学区代表

2021(令和3)年度 活動方針(案)

住民みんなの力で  
「魅力あるまちづくり」を目指そう

- 1、「公民館自主運営試行」を成功させる。
- 2、「まちづくり協議会設立準備委員会」をスタートさせ、次年度の「協議会」設立を目指す。
- 3、自治連・関係団体・住民が一体となって、活動の価値を高め広げる。
- 4、わかりやすい発信で、住民と課題を共有（共感）し、幅広い参加を呼びかけ取りくむ。

第 6 号議案

2021(令和3)年度 自治連合会予算(案)

会計期間：2021年4月1日～平成2022年3月31日

■ 収入

(単位：円)

項目	前年度 決算額	今年度 予算額	摘要
繰越金	272,443	332,918	
会費	359,750	359,750	@250×会員(1439世帯)
報償金			
自治連合会	155,120	155,120	@80×会員+40000
自治会	1,154,810	1,154,810	@790×会員+3000×6
自治会長	130,730	130,730	@70×会員+6000×6
雑収入			
一斉清掃助成金	0	73,000	
わがまちづくり助成金	0	30,000	
日赤事務手数料	10,000	10,000	募金額×5%
預金利息	3	2	
合計	2,082,856	2,246,330	

■ 支出

項目	前年度 決算額	今年度 予算額	摘要
報償金			
自治会 按分	1,155,690	1,154,810	
自治会長 按分	130,730	130,730	
按分金			
日赤事務手数料按分	10,000	10,000	各自治会へ按分
会費			
大津市自治連合会	45,440	45,000	小野学区自主防火会へ
北署防犯連絡協議会	10,550	10,000	大津市北警察署防犯連絡協議会へ
事業費			
一斉清掃	0	73,000	
「歴史講座と歴史探訪」	0	33,000	
助成金			
大津安全協会小野支部	50,000	50,000	交通安全協会小野支部へ
自主防火会	120,000	120,000	小野学区自主防火会へ
自主防犯推進協議会	40,000	40,000	小野学区自主防犯推進協議会へ
子ども安全リーダー会	10,000	10,000	小野学区子ども安全リーダー会
協賛金			
妹子まつり	0	10,000	
小野神社	15,000	15,000	お田植祭 大祭 しとぎ祭
志賀ブロック老人会	0	5,000	請求ナシ
北部体育団体協議会	5,220	5,000	北部体育団体連絡協議会へ
志賀観光協会	0	10,000	花火大会中止
市民運動推進会議	5,000	5,000	志賀わがまちづくり市民運動推進会議
大津市スポーツ協会	2,000	2,000	賛助会員入会金
支援金			
地域女性団体	10,000	10,000	大津市・志賀ブロック女性会
志賀うりぼう	5,000	5,000	子育てネットワーク志賀うりぼう
諸経費			
渉外費	9,153	70,000	研修・意見交換会・他学視察
広報費	25,257	60,000	自治通信発行4回 HP管理費3万
会議費	2,758	10,000	会議室消毒薬品
交通費	16,320	40,000	
事務費	21,084	50,000	PCインキ・用紙他
通信費	4,136	5,000	弔電他
予備費	56,600	50,000	
支出合計	1,749,938	1,953,540	
次年度繰越金	332,917	217,790	
合計	2,082,856	2,246,330	

## 2021(令和3)年度 安心安全事業基金予算(案)

会計期間：2021年4月1日～平成2022年3月31日

### ■ 収入

項目	前年決算	本年予算	摘 要
前年度繰越金	92,953	128,424	
寄付・募金(拠出金)	393,730	340,000	
利息	0	0	
合計	486,683	468,424	

### ■ 支出

防火支出			
非常用飲料水	0	0	社協協力 2Lボトル90本 ¥23,400
非常食(1)	0	0	社協協力 50食×2セット ¥25,000
非常食(2)	0	0	社協協力 50食 ¥12,500
トイレ・テント	72,600	72,600	2基
ポータブル 推薦トイレ	66,000	66,000	2台
水洗トイレ用手摺	39,600	39,600	2台
予備費	0	1,800	
小計	178,200	180,000	
防犯支出			

青パト車任意保険	49,840	49,840	R3年度分保険料 保険期間4/13より1年間
青パト車法廷検査/車検費	73,000	11,000	車検3年12月実施予定
青パトドライブレコーダー	0	0	
青パト車運営保守費	21,462	32,000	タイヤ磨耗による交換、オイルフィルター交換含む
防犯カメラ設置費	0	0	
電気料金	35,757	39,600	稼働台数11台 @300円/1台、月 300 X 11X12=39,600円
NTT電柱使用量申請費	0	1,320	1台設置分の年間使用料 @100円/月X12+消費税 ¥120=1320
防犯カメラ保守費	0	20,000	万一の故障に備えた費用、R2年度出費なし
予備費	0	6,240	
小計	180,059	160,000	

### ■ 次年度繰越金

次年度繰越金	128,424	128,424	
--------	---------	---------	--

## 小野学区自治連合会 会 則

### (目的)

第1条 本会は、住民自治の基本理念に基づき、地域住民の連帯を図り、福祉の向上と安全で住み易い町づくりの推進を目的とする。

### (名称・事務所)

第2条 本会は、小野学区自治連合会と称し、事務所を天津市小野市民センターに置く。

### (本会の構成)

第3条 本会は、天津市小野学区（以下「学区」という）内の、朝日一丁目、朝日二丁目、湖青一丁目、湖青二丁目、水明一丁目、水明二丁目の各自治会（以下「単位自治会」という）をもって構成する。

### (運営委員会)

第4条 本会は会長のほか、単位自治会の会長および副会長等から3人ずつ選出された18人の委員（以下「選出委員」という）が運営委員会を構成して運営する。

### (事業)

第5条 本会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 単位自治会の総合連携を図るとともにその活動を支援すること。
- (2) 関係する行政機関および組織・団体等との連携を確保すること。
- (3) その他、本会の目的を達成するために資すること。

### (役員)

第6条 本会に次の通り役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局員 2名（うち事務局長1名を含む）
- (4) 会計 1名

### (役員を選出)

第7条 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 会長は学区内に居住する者であって、本会が候補者を募り、自ら応募した者または、学区内居住者が推薦した者の中から、本会が選出する。
- (2) 会長を除く役員は、単位自治会会長の互選による。

### (運営委員の任期)

第8条 運営委員会を構成する運営委員の任期は、次の通りとする。

- (1) 会長は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続3期を超えることは出来ない。また、任期途中で交代する場合は、次期会長の任期は前会長の残任期間とする。
- (2) 会長を除く運営委員は1年とし、再任を妨げない。また、任期途中の交代は、会長の場合に準ずる。

### (運営委員の任務)

第9条 運営委員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、かつ、統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故または支障がある場合は、事前の申し合わせによって代行する。
- (3) 事務局担当者は、会の事務を行う。

- (4) 会計は、会計事務を行う。
- (5) 役員以外の運営委員は、役員を補佐するとともに、運営委員会に参画する。

(会計監査)

第10条 本会に会計監査を置く。

- (1) 会計監査は、2人とし、前年度の選出委員から総会で選出する。
- (2) 会計監査の任期は1年とする。
- (3) 会計監査は会計の監査を行う。

(相談役)

第11条 本会に相談役を置くことができる。

- (1) 相談役は、会長が指名するものとする。
- (2) 相談役は、会長の諮問に答えるものとする。

(参与)

第12条 会長は、本会の目的を達成するために必要と認められる場合、連携する学区内各種団体の代表者等を参与として、本会に招き、意見を聞くことができる。

(部門別活動)

第13条 本会は、次に例示する部門別の活動を行うことができる。

また、自ら部門別活動を行う必要があると認めるときは、活動に関する規定を定めるものとする。

- (1) 防火・防災に関すること。
- (2) 地域の安全に関すること。
- (3) 社会福祉に関すること。
- (4) 「人権・生涯」学習に関すること。
- (5) 青少年育成に関すること。
- (6) 生活環境に関すること。
- (7) 体育活動に関すること。
- (8) 文化活動に関すること。
- (9) その他、必要と認められること。

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、例会、臨時会、および役員会とし、次の通り開催する。

(1) 例会

ア 年度当初の例会は、運営委員のほか、会計監査、相談役および参与の出席を求めて行う総会とし、会長が召集し、開催する。

イ 総会の審議事項は、会則の改正、人事、事業計画、事業報告、予算及び決算報告等、本会の運営に関する基本的な案件とする。

ウ 総会の議長は、会長の司会によって総会出席者から選出する。

エ 総会を除く例会は、運営委員による月例会とし、毎月1回、会長が召集し、開催する。

オ 例会の議長は原則として会長が行う。ただし、支障がある場合は、事前の申し合わせによって、副会長の1人が代行する。

(2) 臨時会

ア 会長または2分の1を超える役員が要請した場合、会長または要請者の代表は、臨時会を召集し、開催することができる。

イ 臨時会の審議、議決等は例会と同じとする。

(3) 役員会

ア 役員で構成し、原則として会長が主宰する。会長に事故または支障がある場合は、事前の申し合わせによって、副会長の1人が代行主宰し、会議後、速やかに会長に結果を報告し、承認を得るものとする。

イ 役員会は、事務的な事項または早急に措置を講じる必要がある事項、並びに例会または臨

時会の円滑な進行のため必要な事項について、協議を行うものとする。

(4) 運営委員以外の出席

会長または代行主宰者は、会議に会計監査、相談役、または意見を聞く必要があると認められた参加の出席を求めることができる。

(会議の成立等)

第15条 会議の成立要件は、次の通りとする。

(1) 総会、例会および臨時会は、各単位自治会からの選出委員1人以上を含む3分の2以上の運営委員の出席をもって成立し、決定は運営委員の多数決とする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(2) 役員会は、役員（代理者を含む）3分の2以上の出席をもって成立し、決定は多数決とする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経費)

第16条 本会の運営に関する必要経費は、会費、補助金、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(会費)

第17条 各単位自治会からの会費は、単位自治会の1世帯あたり年額150円とする。

ただし、世帯数は前年度最新集計の単位自治会ごとの世帯数とする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(付則)

この会則は、平成19年4月14日から施行する。

平成22年 4月 1日 一部改正

平成26年 4月 27日 一部改正

平成28年 4月 17日 一部改正

## 小野学区まちづくり協議会設立準備会規約

(名称)

第1条 本会は、「小野学区まちづくり協議会設立準備会」（以下「準備会」という。）と称する。

(目的)

第2条 地域の住民や団体が主体となって、相互の連携と協働により住み良い地域にするための小野学区まちづくり協議会を設立することを目的とする。

(構成員)

第3条 構成員は次のとおりとする（別表）。

(1) 小野学区自治連合会長 1名

(2) 小野学区の各自治会長 6名

(3) 小野学区を活動の拠点とする団体の代表 約10名

(4) 会長が推薦する小野学区在住の有識者 若干名

(事務所)

第4条 事務所は会長宅に置く。

(事業)

第5条 第2条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 小野学区まちづくり協議会の組織構成、運営体制、会則等に関すること
- (2) 小野学区まちづくり協議会設立までのスケジュールに関すること
- (3) まちづくり計画書の策定に関すること
- (4) 「公民館運営委員会」の運営に関すること(規約は別に定める)
- (5) その他目的を達成するために必要なこと

(役員)

第6条 次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括し、会議を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。会長に事故のあるときは、あらかじめ協議し決定した順位に従ってその職務を代行する。
- (3) 会計は、会の運営に伴う出納経理事務を担当する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、小野学区まちづくり協議会が設立されるまでとする。

(事務局)

第9条 本会に事務局を置くことができる。

- (1) 事務局員は、会長の推薦により、構成員の承認をえなければならない。
- (2) 事務局員は、会長の業務を補佐し、準備会の円滑な運営のための準備する。
- (3) 事務局員は、すべての会議に出席して発言できる。ただし、議決権は持たない。
- (4) 任期は1年とし、再任を妨げない。

(会計監査)

第10条 準備会に会計監査を置く。

- (1) 会計監査は2名とし、構成員以外の小野学区住民より選出する。
- (2) 会計監査は準備会の会計監査事務を担当する。
- (3) 任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第11条 会議は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第12条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

(構成員以外の出席)

第12条 会長は、本会の目的を達成するのに必要な人物を招請して意見を求めることができる。また第10条(3)に従い、事務局員はすべての会議に出席するものとする。

(経費)

第13条 準備会の経費は、小野学区自治連合会補助金、交付金、寄付金などの収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 準備会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第15条 準備会は収支に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第16条 会計監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、準備会に報告する。

(情報の公開)

第17条 準備会の会議録及び会計帳簿については原則として公開する。

(個人情報保護)

第18条 準備会が活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供、および管理につい

ては、別に「個人情報取扱規程」を定め、適正に運用するものとする。

(雑則)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和3年4月1日から施行し、小野学区まちづくり協議会の設立により、その効力を失う。

## 付：個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、各種活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規程を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は構成員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、構成員又は構成員になろうとするものから届出により、個人情報を取得するものとする。

2 本会が構成員から取得する個人情報は、構成員名簿作成に必要な、氏名、住所、電話番号のほか、会の運営や活動に必要な項目で、構成員が同意する事項とする。

(同意の取消し)

第5条 構成員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消することができる。

2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、構成員名簿としてすでに構成員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替えることができる。

(利用)

第6条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 構成員名簿の作成
- (2) 会議等の開催、専門部会等の活動、構成員管理、その他文書の送付など
- (3) その他、会の目的を達成するために必要な活動

(管理)

第7条 収集した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 構成員は、配布を受けた個々の構成員が適正に管理する。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第8条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 国の機関若しくは県、市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (4) その他、会長が必要と求める場合

附則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

## 小野学区公民館運営委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「小野学区公民館運営委員会」(以下「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、公民館のコミュニティセンター化にともなう業務を円滑に進め、かつ地域が主体的に管理することによって地域の交流や生涯学習などを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公民館の運営及び管理業務に関する事業
- (2) 地域の交流や生涯学習などを推進するために必要な事業

(委員)

第4条 構成員は次のとおりとする。(別表)

- |                        |      |
|------------------------|------|
| (1) 小野学区自治連合会長         | 1名   |
| (2) 小野学区の各自治会長         | 6名   |
| (3) 小野学区を活動の拠点とする団体の代表 | 約10名 |
| (4) 会長が推薦する小野学区在住の有識者  | 若干名  |

(事務所)

第5条 委員会の事務所は委員長宅に置く。

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 委員長  | 1名  |
| (2) 副委員長 | 若干名 |
| (3) 会計   | 1名  |

2 役員は委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、委員会の運営及び活動に伴う出納経理事務を担当する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠選出の役員仕事は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 本会に事務局を置くことができる。

- (1) 事務局員は、委員長の推薦により、委員会の承認をえなければならない。
- (2) 事務局員は委員長とともに協議して、委員会の円滑な運営のための準備をする。

(3) 事務局員は、委員会に出席して発言できる。ただし、議決権は持たない。

(4) 任期は1年とし、再任を妨げない。

(会計監査)

第10条 委員会に会計監査を置く。

(1) 会計監査は2名とし、委員以外の小野学区住民より選出する。

(2) 会計監査は委員会の会計監査事務を担当する。

(3) 任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、連続3年を越えることはできない。

(会議)

第11条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は、次の各号に掲げる事項を決定する。

(1) 予算・決算に関する事項

(2) 事業計画及び事業実施に関する事項

(3) 規約の制定又は改廃等に関する事項

(4) その他委員会の運営に関し必要と認められる事項

(会計) 委託料

第12条 委員会の経費は、委託料と事務管理費をもって充てる。

2 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査と報告)

第13条 会計監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、委員会に報告する。

(個人情報の保護)

第14条 委員会が活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供、および管理については、別に「個人情報取扱特記事項」を定め、適正に運用するものとする。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議で協議のうえ別に定める。

附則

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

2 役員の設立初年度の任期は、第8条の規定にかかわらず、就任した日から令和4年3月31日までとする。

3 委員会の設立初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立した日から令和4年3月31日までとする。

## 付：個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た固人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防

止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取扱う事務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取扱っている個人情報の状況について、定期に又は随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第12 甲は、乙がこの契約による事務に関して取扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告もしくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知つたときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注 1, 「甲」は委託者である大津市(実施機関)を、「乙」は受託者をいう。

2, 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

# 「小野学区安心安全事業基金」規約

## 第1条（目的）

安心安全なまちづくりと住民のよりよい生活環境の維持向上を促進する。

## 第2条（事業）

目的のために次の事業を行う。

- ①防火防災に係る事業
- ②防犯に係る事業
- ③交通安全に係る事業
- ④ゴミ問題をはじめ美化・景観などの環境に係る事業
- ⑤目的を推進するためのその他の事業

## 第3条（原資）

事業の原資は次の方法に拠る。

- ①自治会による戸別募金、または自治会一括拠金  
なお、自治会未加入者へも協力依頼することとする
- ②街頭募金
- ③寄付金や協賛金

## 第4条（計画の決定）

事業の計画内容は、自治連合会定例会での自治会代表者による議論を踏まえ、連合会長が決定する。

## 第5条（会計）

滋賀銀行ローズタウン出張所に「小野学区安心安全事業基金」の口座を設け、小野学区自治連合会が管理し、年度毎に会計報告・監査を行う。

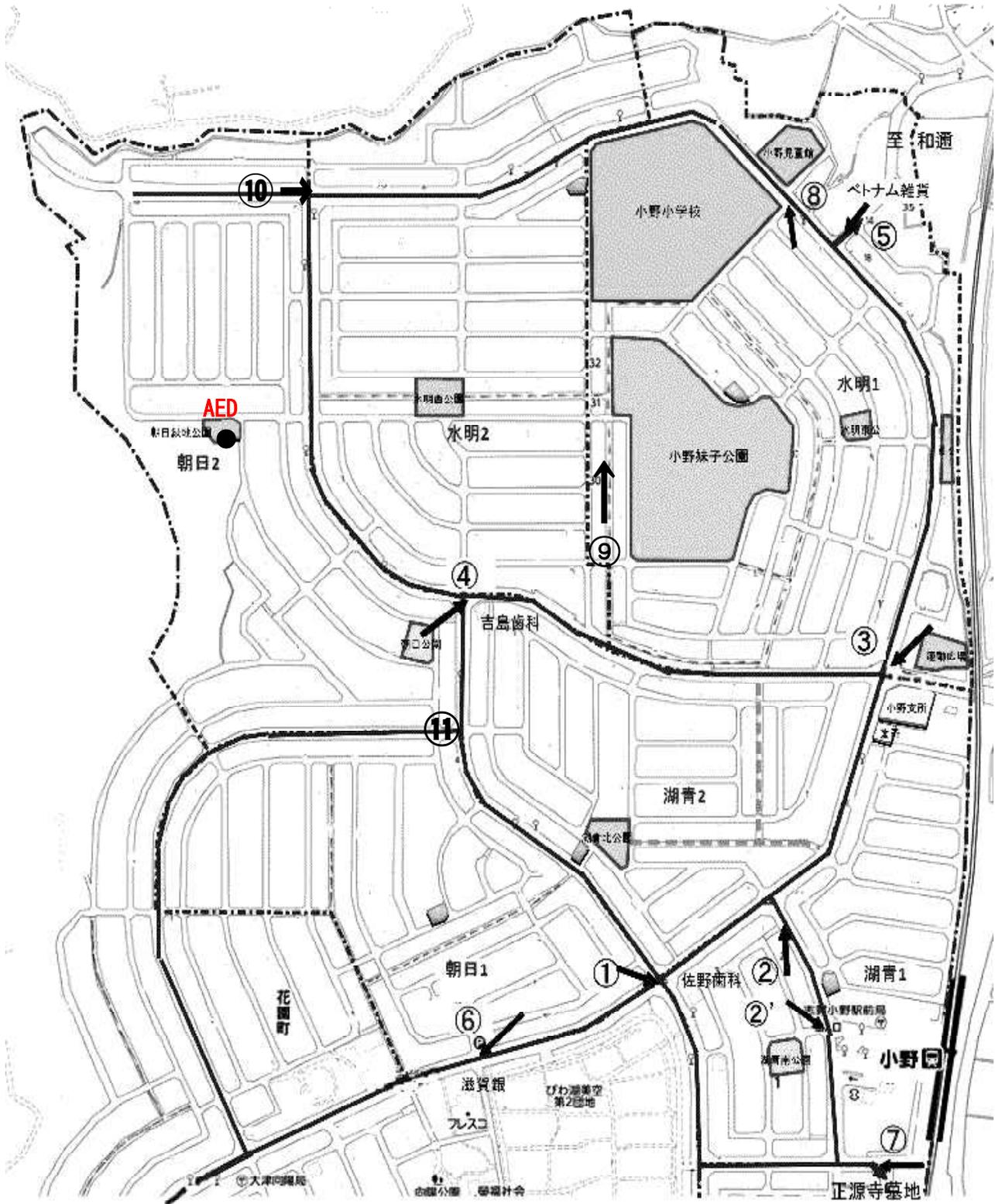
## 【付】

2017年4月22日 採択

## 【重要資料】 「2015（平成27）年度議案書 活動報告」

防犯カメラの設置について協議し募金を実施した中で、こうした事業の完遂のためには計画的な立案が必要であるとの認識で一致した。とりあえずは、当初計画した10台の防犯カメラ設置を目標とする。次年度では3台の設置を実現するために会員一人あたり200円相当額を自治会より徴収して原資とすることになった。今後、これをもって「防火防災、防犯と交通安全に係る事業を推進するための原資」とする。なお、その徴収金に関しては、各自治会の実情に従いながら、自治会に入っておられない方に自治会加入を勧誘すること、または協力金を呼びかけることとした。

# 小野学区防犯カメラ設置場所位置図



—— 幹線

①② H27滋賀県貸与カメラ設置点      ③④⑤ H27小野学区によるカメラ設置点

⑥～⑧ H28滋賀県貸与カメラ設置点      H27の②は②'へ場所変更

→ 矢印がカメラを設置する市街灯等のポール位置と撮影方向

⑨ H30年度    ⑩⑪ は令和元年度    小野学区によるカメラ設置点